

資料 4

大阪市手話に関する施策
の推進方針（案）について

大阪市手話に関する施策の推進方針案（概要）

基本的な考え方

- 大阪市こころを結ぶ手話言語条例（平成 28 年 1 月制定）を踏まえ、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進
- 手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を利用しやすい環境づくりに取り組んでいくことが必要
- 手話への理解の促進及び手話の普及は、相互に人格と個性を尊重することを基本とし、大阪市の各所属が連携して施策を推進

手話に関する施策の現状と課題

- 大阪市ではこれまでも各所属において様々な手話に関する様々な取組を実施
今後とも市民生活の様々な場面において、ろう者の手話による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていくことが必要
〔これまでの取組〕
 - ・手話通訳者の派遣や手話奉仕員と手話通訳者の養成事業を実施
 - ・手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員を配置
 - ・城東区役所でのタブレット端末による遠隔手話通訳の実施
阿倍野区役所での窓口案内業務における手話対応の実施
 - ・大阪市立総合医療センターにおける専任の手話通訳者の配置、その他各種説明会や行事等における手話通訳の配置 など

施策の推進方針

1 手話への理解の促進及び手話の普及

- ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切
- このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組む

【具体的な取組】

ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発
イベント等の実施を通じた啓発
気軽に参加できる手話講習会の実施
学校における理解の促進

2 手話による情報取得

- 日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要
- 大阪市の情報発信や市民窓口等における取組とともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組む

【具体的な取組】

市が実施する説明会や行事等における手話通訳	区役所等における窓口対応
災害時避難所における情報提供	I C Tを活用した環境の整備
手話を使用することができる職員の増員	公共施設等に対する啓発

3 手話による意思疎通の支援

- 必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がい者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要
- 手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努める

【具体的な取組】

手話通訳者派遣事業の充実	緊急時対応の検討	手話通訳者の養成・確保
--------------	----------	-------------

4 手話を必要とする人への相談支援

- 生活の中で困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要
- 聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組む

【具体的な取組】

聴覚言語障がい者生活相談事業の充実
様々な分野の相談支援機関との連携
見守りネットワーク強化事業等との連携

施策の推進体制

- 手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進する体制として、大阪市障がい者施策推進会議（障がい者施策を総合的かつ円滑に推進するための庁内連絡会議）を位置づけて施策を推進
- 推進方針は、ろう者、手話通訳者及びその他の関係者で構成する「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」を設置して策定しており、今後も意見を聴きながら施策を推進

大阪市手話に関する施策の推進方針
(案)

平成 29 年 3 月

大 阪 市

目 次

基本的な考え方 2 ページ

手話に関する施策の現状と課題 4 ページ

施策の推進方針 6 ページ

1 手話への理解の促進及び手話の普及 6 ページ

2 手話による情報取得 7 ページ

3 手話による意思疎通の支援 9 ページ

4 手話を必要とする人への相談支援 10 ページ

推進体制 11 ページ

基本的な考え方

平成 28 年 1 月、大阪市こころを結ぶ手話言語条例が制定されました。条例は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

条例の制定を踏まえ、手話への理解の促進及び手話の普及をより一層積極的に実施し、市民一人ひとりが手話についての理解を深めるとともに、日常生活や社会生活の様々な場面で、手話を必要とする人が手話を使用しやすい環境づくりに取り組んでいく必要があります。手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、条例第 6 条第 1 項に基づく方針として大阪市手話に関する施策の推進方針を定めます。

条例は基本理念として、手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の人々が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行うこととしています。大阪市の各所属が条例の趣旨を踏まえた取組を着実に実施し、それが大阪市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。

手話とは

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

ろう者とは

聴覚障がいがある人たちのうち、コミュニケーションの主たる手段として手話を使い日常生活をおくる人たちのことをいいます。

大阪市における聴覚障がい者数（平成 28 年 4 月現在）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
1,250	2,545	1,235	2,642	23	4,401	12,096

[厚生労働省の平成 18 年身体障害児・者実態調査]

聴覚障がい者のうちコミュニケーション手段として手話を用いる人の割合：18.9%

手話は言語

平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、手話は言語として定義され、国際的に認知されました。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

指文字

あいうえおの五十音に一字ずつ指の形を対応させたものです。手話での会話のなかで、手話の語彙を補完する場合や固有名詞を表現する場合などに使われます。

大阪市立聾唖学校(現在の大阪府立中央聴覚支援学校)の教員だった大曾根源助氏が、昭和 4 年、ヘレン・ケラー氏に会うためアメリカの自宅を訪問する際、彼女がコミュニケーションの手段として使っていたアルファベットの指文字に出会い、原案を作成しました。原案をもとに高橋潔校長をはじめ教員たちが研究を重ね、現在、日本で普及し標準的に使われている五十音の指文字が完成しました。

手話に関する施策の現状と課題

大阪市ではこれまでも各所属において様々な手話に関する取組を行ってきました。

日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の派遣を実施するとともに、手話奉仕員と手話通訳者の養成事業を実施し、ろう者の情報取得とコミュニケーションの支援を担う人材の確保に努めています。今後とも手話通訳者の資質と力量を確保しながら、手話通訳者派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる人材の確保に努め、よりの確な支援が実施できるように取り組んでいく必要があります。

また、手話で生活全般に関する様々な相談に対応するため、手話通訳士の資格を有する手話が堪能な聴覚言語障がい者生活相談員を配置し、関係機関等との連絡調整、さらには法律相談や重要な契約行為、手術を要する治療など専門性の高い高度な手話通訳等にも対応し、ろう者の日常生活及び社会生活の支援を行っています。

身近な行政機関である区役所では、手話による窓口対応として、タブレット端末による遠隔手話通訳を活用した手話対応(城東区)や曜日を決めての窓口案内業務における手話対応(阿倍野区)などに取り組んでいます。しかしながら、全体的な取組に至っておらず、今後より適切な対応に努めながら取組を広げていく必要があります。

さらに、大阪市立総合医療センターでは専任の手話通訳者を配置し、外来診療におけるろう者との的確なコミュニケーションに取り組んでいます。このほか、選挙における投票所や集団健診、人権相談における手話通訳、要介護認定調査や障がい支援区分認定調査における手話通訳の同行訪問、学校における授業参観や個別懇談等での手話通訳、その他各種説明会や行事等において手話通訳を配置するなど、ろう者とのコミュニケーションの確保に取り組んでいます。

また、テレビ放送については、リアルタイムで手話と字幕の付いた放送を受信する装置を給付しています。

今後とも市民生活の様々な場面において、ろう者の手話による情報取得と円滑なコミュニケーションが確保できるように努めていく必要があります。

手話通訳者の派遣と養成

行政手続、医療機関など社会生活におけるコミュニケーションを支援するため利用者からの依頼に基づいて手話通訳者を派遣しています。

大阪市では大阪府等と共同して手話通訳者養成事業を実施しており、手話で日常会話が可能の方を対象に、初級・中級・上級と3年かけて手話通訳者になっていただくための研修を実施しています。

大阪府が実施する手話通訳者登録試験に合格された方が手話通訳者として大阪市の登録し、平成28年4月1日現在132人の手話通訳者が登録されています。このうち、手話通訳派遣のニーズが高い平日の昼間帯に活動できる登録手話通訳者は約半数であり、人材の確保が重要な課題になっています。

この他に、厚生労働省が認定試験を実施する手話通訳士の資格制度もあります。

手話奉仕員の養成

手話に関心をお持ちになった市民に手話を学んでいただく講座を開催し、手話ボランティアの養成に努めています。初めて手話を学ぶ方がスムーズに学んでいただけるよう「入門課程」(概ね1年コース)を設けるとともに、手話に関する初歩的な知識をお持ちの方に学んでいただく「基礎課程」(概ね1年コース)を設け、無理なく手話を学び始め、ステップアップできるように努めています。

基礎課程まで修了された方は、手話通訳者の養成研修で更なるステップアップを図ることができます。

聴覚言語障がい者生活相談

手話で生活全般に関する相談に対応するため、専任の相談員を配置し、日常生活や社会生活を営むうえでの問題について、相談に応じ、助言及び必要な情報の提供を行なっています。

法律相談、医療機関での手術の説明などに対応できる専門知識や豊富な手話技術等が必要であることから、手話通訳士の資格を有する者による対応を行っています。

手話通訳者派遣事業において、通訳する内容の専門性が高度なものである場合には、相談員が手話通訳を行っています。

聴覚障がい者向けテレビ放送

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づき、総務省では字幕放送や手話放送など聴覚障がい者向けテレビ放送の普及に取り組んでいます。平成27年度におけるテレビ放送の総放送時間に占める字幕放送時間の割合は、NHK(総合)が80.6%、在阪準キー4局が54.5%となっており、手話放送の割合はそれぞれともに0.1%となっています。

また、テレビ放送番組に通信衛星を利用して手話と字幕を付けて生活情報やニュースを届けるCS放送が特定非営利活動法人シーエス障害者放送統一機構(大阪市)によって運営されており、大阪市では聴覚障がいのある方に受信装置を給付しています。

受信装置は電源を切っても緊急地震速報を受信すると自動的に電源が入ることになっており、地震などの災害が発生したときシーエス障害者放送統一機構では、大規模災害等緊急放送や災害関連ニュースのリアルタイム手話放送を重点的に実施しています。

【 団体名称に関する注釈】

施策の推進方針

1 手話への理解の促進及び手話の普及

- ・ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。手話がかげがえのない言語であることについて理解を深め、聴覚障がいとろう者に対する理解を広げていくことが大切であり、手話に親しみ、ろう者と交流することで手話への理解が促進されます。
- ・このため、市民や事業者など多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、気軽に手話に接し、簡単な手話を学べる環境の整備に取り組みます。こうした取組を通じて、手話への理解を促進するとともに、身近な地域や日常生活の場面において、挨拶や簡単な会話など手話が使用できる環境の充実を目指して手話の普及を進めます。

《具体的な取組》

ポスターやチラシ、ホームページなど様々な媒体を活用した啓発

- ・様々な媒体やQRコード等を活用し、手話が言語であることや聴覚障がいへの理解など様々な観点から市民の関心を高める啓発を実施します。
- ・挨拶など基本的な手話を気軽に楽しく学べる動画を発信し、市民が手話を理解し親しむことのできる機会を拡充します。

イベント等の実施を通じた啓発

- ・手話パフォーマンスや手話カフェなどのイベント等やろう者とろう者以外の方が交流する場の周知などを通じて、手話と実際に出会う場を広げます。

気軽に参加できる手話講習会の実施

- ・日常生活における基本的なコミュニケーションでの手話を簡単に学べる講習会の開催等により手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。
- ・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設などの従事者向け講習会の開催等により手話を普及し手話を使用できる環境の整備に取り組みます。

学校における理解の促進

- ・学校教育の場において、手話と指文字に接する機会の提供や手話に親しむための取組や聴覚障がいのある幼児児童生徒との交流などを通じて、手話への理解の促進に取り組みます。
- ・地域で暮らすろう者や手話サークルとの交流、指文字や手話の学習教材の提供など、様々な機会を通じて手話への理解の促進に取り組みます。
- ・学校での手話に関する取組事例を紹介するなど、各学校における取組の充実を図ります。

2 手話による情報取得

- ・日常生活や社会生活における基本的な情報や大切な情報に対して手話でアクセスできることが社会参加のさらなる促進につながり、生活の様々な場面で手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。
- ・大阪市の情報発信や市民窓口において手話での対応を向上する取組を進めるとともに、企業や公共サービス機関の各事業所において手話での対応が進むよう手話への理解の促進及び手話の普及に取り組みます。

《具体的な取組》

市が実施する説明会や行事等における手話通訳

- ・市が開催する説明会や幅広く市民が参加する市の行事等にろう者が出席するときは手話通訳者を配置するなど安心して参加することができる環境を整えます。
- ・多数の方が参加する大規模な市の行事、市長が行う重要な会見及び議会の傍聴等には手話通訳者の配置等に努めます。
- ・市民向けの重要な動画広報等における手話通訳の添付に努めます。

区役所等における窓口対応

- ・身近な行政機関である区役所をはじめ手話で対応できる市民窓口の充実に取り組みます。

災害時避難所における情報提供

- ・災害時避難所において、手話ができるボランティア等の協力を得て、他の避難者と同等の情報が提供されるよう、避難所運営マニュアルにろう者への情報提供について明記します。

ICTを活用した環境の整備

- ・情報を視覚的に得るろう者にとってICTは有効な手段であり、手話による情報取得とコミュニケーションを支援するための環境づくりに活用を図ります。

手話を使用することができる職員の増員

- ・ろう者への理解を深め、コミュニケーション力の向上を図るため、手話研修を実施するなど、手話を使用することができる職員を増やすよう取り組みます。

公共施設等に対する啓発

- ・病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、積極的な啓発に努めます。

ICTと手話通訳

情報通信技術（ICT）の発展はろう者の社会参加を促す重要な役割を果たしており、総務省では情報バリアフリー環境の整備を図るため、障害者向け情報通信サービスや利用しやすい機器等の開発支援、障がい者のICT利活用の普及等に関する調査研究などに取り組んでいます、

遠隔手話通訳サービスは行政機関、病院及び店舗等の受付や窓口にタブレット端末やパソコンのディスプレイを設置してテレビ電話機能を利用して、必要なときに手話通訳を呼び出して対応を行います。

遠隔手話通訳は手話を使用できる環境の整備に大きな役割を果たすことが期待できる一方で、手話の重要な要素である表情がわかりにくいという声もあり、聴覚障がいの特性や手話の地域の特徴等も含めて、適切に対応していくことが重要であるといわれています。

公共交通機関の利用

駅等の旅客施設や車両などの公共交通機関では、運行状況や乗降場所、乗換方法などたくさんの情報を確認しながら利用する必要があるため、聴覚に障がいがあると、音声による放送アナウンスだけでは利用に必要な情報が伝わらず、非常に困ります。

旅客施設や特定建築物等のバリアフリー化を推進するバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、乗車券販売所や案内書に筆談用具を設け、筆談用具があることを表示するとともに、鉄道車両等に視覚情報を提供する設備の設置を推進しており、大阪府福祉のまちづくり条例では聴覚障がいのある方に配慮した案内設備や避難設備の設置を推進しています。また、大阪府障がい者差別解消ガイドラインでは、公共交通分野における望ましい合理的配慮の事例として、ホームに列車案内装置を設置していることや案内デザインを大型化していることなどを掲げています。

災害等の緊急時や事故等で運行に乱れが生じたとき、聴覚に障がいがあると、状況が分かりません。放送や拡声器等の音声による情報伝達だけでなく、電光掲示板で情報を知らせたり、筆談ボードや紙に書いてわかりやすい場所に掲示するなどでも大切です。また、情報のバリアフリーとともに、市民ひとりひとりが聴覚障がいやろう者に対する理解を深め、困っている人を見かけたら積極的に声をかけるなど、心のバリアフリーを広げていくことが重要です。

3 手話による意思疎通の支援

- ・必要なときに十分なコミュニケーションを行うための支援が確保されることが、安心して暮らせる地域社会の実現につながり、聴覚障がいとろう者への理解をしっかりと踏まえた的確な支援を実施することが重要です。
- ・コミュニケーションを支援する手話通訳者派遣事業が日常生活や社会生活の様々な場面で支援を適切に実施できるよう取り組むとともに、病気や事故などの緊急時において手話が使用でき、安心感につながる環境の整備に努めます。

《具体的な取組》

手話通訳者派遣事業の充実

- ・日常生活や社会生活におけるろう者のコミュニケーション支援を行う手話通訳者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう事業を推進します。
- ・ろう者と社会をつなぐ重要な事業であり、ろう者にとってより利用しやすい事業となるよう利用手続などの改善に取り組みます。
- ・手話通訳者はろう者に対する理解と一定水準の手話通訳技術を有する人材であり、ICTの活用等を通じてより積極的な活躍を促進します。

緊急時対応の検討

- ・事故の発生など緊急時におけるろう者への手話によるコミュニケーション支援の在り方について検討を行います。

手話通訳者の養成・確保

- ・手話通訳者の養成にもつながる手話奉仕員養成事業について、多数の幅広い層の受講者の確保に努め、手話通訳者の拡充につなげます。
- ・手話奉仕員養成事業を担う講師の更なる資質の向上について検討し、よりたくさんの市民が参加したくなる魅力ある講座づくりを目指します。
- ・手話通訳者の活動や手話に関する市民のボランティアな取組などを様々な媒体を通じて広く積極的に発信し、社会的な認知と意識を高めるとともに手話通訳者の社会的地位の向上を図ります。

4 手話を必要とする人への相談支援

- ・生活のなかで困りごとが生じたときに、ろう者が孤立してしまわないよう手話で気軽に相談できることが大切であり、福祉や就労、子育て、教育、保健医療など様々な分野において手話による的確な相談支援を行うことが重要です。
- ・聴覚言語障がい者生活相談事業は、手話で生活全般に関する相談に対応しており、相談ニーズを把握して課題の解決に向けた支援を行うとともに、関係機関とより一層積極的に連携した支援の実施に取り組みます。

《具体的な取組》

聴覚言語障がい者生活相談事業の充実

- ・聴覚言語障がい者生活相談員の複雑な相談や専門的な相談等にも対応できる手話の資質と力量を確保するとともに、相談技術や様々な相談に対応できる専門性を確保し、的確に支援できるよう事業を推進します。

様々な分野の相談支援機関との連携

- ・各分野の相談支援機関においてろう者への理解と手話で対応する力の向上に努めるとともに、関係機関と聴覚言語障がい者生活相談員が連携した相談支援に取り組みます。

見守りネットワーク強化学業等との連携

- ・地域における要援護者の見守りネットワーク強化学業において、必要なときに聴覚言語障がい者生活相談員は積極的に連携し、地域でのろう者の孤立防止に努めます。
- ・地域の見守り活動や福祉活動において、地域の手話サークルなど聴覚障がいについて理解のある地域住民との連携に努めます。

地域における要援護者の見守りネットワーク強化学業

各区に福祉専門職のワーカー等を配置した「見守り相談室」を設置し、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供するとともに、孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動につなげるなど、地域の見守りネットワークを強化する取組みを行います。

手話サークル

手話サークルは、手話を学ぶ人たちや手話によるボランティア活動をする人たちが地域のろう者とともに手話を学び、交流しあう場です。地域等でのコミュニケーション支援のボランティア活動など、それぞれのサークルにおいて様々な活動が行われており、大阪市内には各区に手話サークルがあります。

施策の推進体制

- ・条例第 3 条第 2 項は、手話に関する施策を市の内部組織が連携して推進することとしており、大阪市障がい者施策推進会議（庁内連絡会議）を連携するための体制として位置づけて施策を推進します。

各所属において条例の趣旨を踏まえた手話に関する施策を確実に進め、それが本市の施策全体に広がるよう、しっかりと連携して取り組むことが重要であり、大阪市障がい者施策推進会議を通じて取組の全体化を図ります。

- ・この方針は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から構成される「大阪市こころを結ぶ手話言語条例推進方針検討会議」を設置し、意見を踏まえて策定しており、今後とも必要に応じて意見を聴きながら施策を推進します。

大阪市こころを結ぶ手話言語条例を公布する。

平成 28 年 1 月 18 日

大阪市長 吉 村 洋 文

大阪市条例第 2 号

大阪市こころを結ぶ手話言語条例

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。ろう者にとって、手話は大切なアイデンティティーであり、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っている。

平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、我が国も批准している「障害者の権利に関する条約」において、言語は「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語」と定義され、手話は言語として国際的に認知された。

「障害者基本法」は手話を言語として位置づけるとともに、すべての障がい者が、可能な限り、意思疎通のための手段について選択の機会が確保され、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることを通じて、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指している。

手話を必要とするすべての人が、日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し手話を使用できる環境を整備していくことが重要である。

大阪市は、手話が言語であるという認識に基づき施策を推進し、手話を必要とするすべての人の社会参加の促進と安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、本市の責務と市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってすべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(本市の責務)

第 3 条 本市は、前条の基本理念(以下、「基本理念」という。)にのっとり、手話への理解の促進及び手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話を使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 本市は、手話に関する施策を内部組織が連携して推進するための体制を整備するものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する本市の施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、手話をコミュニケーションの手段として活用するよう努めるとともに、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、手話を必要とする人が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第6条 本市は手話に関する施策を推進するための方針（以下、「施策の推進方針」という。）を策定するものとする。

2 施策の推進方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及に関する事項
- (2) 手話による情報取得に関する事項
- (3) 手話による意思疎通の支援に関する事項
- (4) 手話を必要とする人への相談支援に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

3 施策の推進方針は、本市が定める障がい者のための施策に関する基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

4 施策の推進方針は、これを公表するものとする。

(協議の場)

第7条 施策の推進方針を策定若しくは変更する場合、又は施策の推進方針に基づく施策の実施において必要がある場合、市長は、ろう者、手話通訳者及びその他関係者から意見を聴くため、協議の場を設置しなければならない。

(手話を使用できる職員の増員)

第8条 本市は、手話を使用することができる職員を増やすよう努めるものとする。

(公共施設等に対する啓発)

第9条 本市は、病院及び広く市民に公共サービスを提供する施設その他関係機関における手話への理解の促進及び手話の普及を図るため、これらに対する積極的な啓発に努めるものとする。

(学校における理解の促進)

第10条 本市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 本市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。